

○あわら市子ども・子育て支援法施行細則

平成27年3月31日

規則第18号

改正 平成27年12月28日規則第29号

平成28年3月28日規則第6号

平成28年3月31日規則第12号

平成29年3月31日規則第7号

平成30年3月30日規則第10号

令和元年9月30日規則第22号の2

(趣旨)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の施行については、法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「内閣府令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第1条の2 この規則における用語の意義は、法、政令及び内閣府令の例による。

(内閣府令第1条の5第1項第1号の市町村が定める時間)

第2条 内閣府令第1条の5第1項第1号の市町村が定める時間は、月48時間とする。

(教育・保育給付認定の申請等)

第3条 法第20条第1項の規定による申請は、教育・保育給付認定申請書兼入園申込書（様式第1号）によりするものとする。

2 市長は、教育・保育給付認定を行ったときは、教育・保育給付（変更）認定通知書兼支給認定証（様式第2号）を当該教育・保育給付認定保護者に交付するものとする。

3 市長は、法第20条第1項の規定による申請について、当該保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められないときは、教育・保育給付（変更）認定不認定通知書（様式第3号）により、当該保護者に通知するものとする。

(利用者負担額等の通知)

第4条 内閣府令第7条（内閣府令第13条第1項において準用する場合を含む。）及び第9条第4項（内閣府令第11条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、利用者負担額決定通知書（様式第4号）によりするものとする。

(教育・保育給付認定の有効期間)

第5条 内閣府令第8条第4号ロの市町村が定める期間は、90日とする。

2 内閣府令第8条第6号及び第12号の市町村が定める期間は、次に掲げる期間のうちいずれか短い期間とする。

(1) 効力発生日から当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間

(2) 効力発生日から育児休業が終了する日までの期間

(法第22条の届出)

第6条 法第22条の規定による届出は、教育・保育給付認定現況届兼入園継続申込書（様式第5号）によりするものとする。

(教育・保育給付認定の変更)

第7条 法第23条第1項の規定による申請は、教育・保育給付認定変更申請書（届出書）（様式第6号）によりするものとする。

2 第3条第2項及び第3項の規定は、前項の申請に係る支給認定の変更の認定について準用する。

(職権による教育・保育給付認定の変更)

第8条 内閣府令第12条の規定による通知は、教育・保育給付（変更）認定通知書兼支給認定証により行うものとする。

(教育・保育給付認定の取消しの通知)

第9条 内閣府令第14条の規定による通知は、教育・保育給付認定取消通知書（様式第7号）によりするものとする。

(申請内容の変更の届出)

第10条 内閣府令第15条第1項の規定による届出は、教育・保育給付認定変更申請書（届出書）によりするものとする。

(支給認定証の再交付)

第11条 内閣府令第16条第1項の支給認定証の再交付の申請は、支給認定証再交付申請書（様式第8号）によりするものとする。

（利用者負担金等の額）

第12条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号の規定により市町村が定める利用者負担金の額は、別表に定める額とする。

2 法第28条第2項第1号の規定により市町村が定める特例施設型給付費の額は同号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）から前項に規定する利用者負担金の額を控除して得た額とする。

3 法第30条第2項第1号の規定により市町村が定める特例地域型保育給付費の額は、同号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）から第1項に規定する利用者負担金の額を控除して得た額とする。

第12条の2 市長は、災害その他の特別の事由があると認めるときは、前条第1項に規定する利用者負担金の額を減額し、又は免除すること（以下「減免」という。）ができる。

2 前項の規定により利用者負担金の額の減免を受けようとする教育・保育給付認定保護者は、利用者負担額減免申請書（様式第8号の2）に特別の事由があることを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに減免の可否を決定し、利用者負担額減免決定（却下）通知書（様式第8号の3）により申請者に通知するものとする。

4 前項の決定に係る利用者負担金の額の減免の期間は、当該決定をした日の属する年度内で市長が定める期間とする。

（利用者負担金の特例）

第13条 第12条の規定に関わらず、利用者負担金決定のための市町村民税課税証明書等の資料の提出が所定の期限までにされていないと市長が判断した場合、別表

に定める市町村民税所得割額が最も高い階層の区分に該当するものとして利用者負担金を決定する。

- 2 前項による決定をした後、市町村民税課税額を証する資料が提出され、当該年度の階層区分が相違することが判明した場合は、原則として、当該年度に限り、必要な時期から利用者負担額の階層区分を更正するものとする。

(複数の負担額算定基準子どもがいる教育・保育給付認定保護者に係る特例)

第14条 負担額算定基準子どもが同一の世帯に2人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子ども等(満3歳未満保育認定子ども及び特定満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。)に関する利用者負担金の額は、第12条第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども等 当該満3歳未満保育認定子ども等に関して第12条第1項の規定により算定される額に100分の50を乗じて得た額
- (2) 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である満3歳未満保育認定子ども等 0

2 福井県すくすく保育支援事業実施要綱(令和2年子第384号)第2条第1項各号の保育料軽減事業の対象となる満3歳未満保育認定子ども等(前項第2号に該当するものを除く。)に関する利用者負担金の額は、第12条第1項の規定にかかわらず、0とする。

(複数の特定被監護者等がいる教育・保育給付認定保護者に係る特例)

第15条 特定被監護者等が2人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子ども等に関する利用者負担金の額は、当該教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が57,700円未満(特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円未満)であるときは、第12条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 次のア又はイに掲げる満3歳未満保育認定子ども等 当該満3歳未満保育認定子ども等に関して第12条第1項の規定により算定される額に100分の50を

乗じて得た額（特定教育・保育給付認定保護者に係る満3歳未満保育認定子ども等にあつては、0）

ア 特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども等

イ 全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども等

(2) 次のアからウまでに掲げる満3歳未満保育認定子ども 0

ア 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども等

イ 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども等

ウ 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定子ども等

（施設等利用給付認定の申請等）

第15条の2 法第30条の5第1項の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式によりするものとする。

(1) 法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子どもの保護者 様式第8条の4

(2) 法第30条の4第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの保護者 様式第8号の5

2 市長は、施設等利用給付認定を行ったときは、施設等利用給付（変更）認定通知書（様式第8号の6）により、当該施設等利用給付認定保護者に通知するものとする。

3 市長は、第30条の5第1項の申請について、当該保護者が子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すると認められないときは、施設等利用給付（変更）認定申請却下通知書（様式第8号の7）により、当該保護者に通知するものとする。

る。

(施設等利用給付認定の有効期間)

第15条の3 内閣府令第28条の5第4号ロの市町村が定める期間は、90日とする。

2 内閣府令第28条第6号の市町村が定める期間は、次に掲げる期間のうちいずれか短い期間とする。

(1) 効力発生日から当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間

(2) 効力発生日から育児休業が終了する日までの期間

(法第30条の7の届出)

第15条の4 第15条の2第1項の規定は、法第30条の7の規定による届出について準用する。

(施設等利用給付認定の変更)

第15条の5 法第30条の8第1項の規定による申請は、施設等利用給付認定変更申請書(届出書)(様式第8号の8)によりするものとする。

2 第15条の2第2項及び第3項の規定は、前項の申請に係る施設等利用給付認定の変更の認定について準用する。

(職権による施設等利用給付認定の変更)

第15条の6 内閣府令第28条の9の規定による通知は、施設等利用給付(変更)認定通知書により行うものとする。

(施設等利用給付認定の取消し)

第15条の7 内閣府令第28条の11の規定による通知は、施設等利用給付認定取消通知書(様式第8号の9)によりするものとする。

(申請内容の変更の届出)

第15条の8 内閣府令第28条の12第1項の規定による届出は、施設等利用給付認定変更申請書(届出書)によりするものとする。

(施設の利用状況の報告)

第15条の9 内閣府令第28条の14第1項の規定による報告は、企業主導型保育事業利用報告書(様式第8号の10)によりするものとする。

2 内閣府令第28条の14第2項の規定による報告は、企業主導型保育事業利用終了

報告書（様式第8号の11）によりするものとする。

（施設等利用給付の支給の請求）

第15条の10 内閣府令第28条の19の請求書及び当該請求書に添付すべき書類については、別に定める。

（特定教育・保育施設の確認の申請）

第16条 法第31条第1項に規定する特定教育・保育施設の確認の申請は、特定教育・保育施設確認申請書（様式第9号）によりするものとする。

（特定教育・保育施設の確認の変更の申請）

第17条 法第32条第1項の規定による特定教育・保育施設の確認の変更の申請は、特定教育・保育施設確認変更申請書（変更届）（様式第10号）によりするものとする。

（特定教育・保育施設の設置者の住所等の変更の届出等）

第18条 法第35条第1項の規定による届出は、特定教育・保育施設確認変更申請書（変更届）によりするものとする。

2 法第35条第2項の規定による特定教育・保育施設の利用定員の減少の届出は、利用定員減少届（様式第11号）によりするものとする。

（特定教育・保育施設の確認の辞退）

第19条 法第36条の規定により特定教育・保育施設の確認を辞退しようとする者は、特定教育・保育施設確認辞退届（様式第12号）により市長に届け出なければならない。

（特定地域型保育事業者の確認の申請等）

第20条 法第43条第1項に規定する特定地域型保育事業者の確認の申請は、特定地域型保育事業者確認申請書（様式第13号）によりするものとする。

（特定地域型保育事業者の確認の変更の申請）

第21条 法第44条第1項の規定による特定地域型保育事業者の確認の変更の申請は、特定地域型保育事業者確認変更申請書（変更届）（様式第14号）によりするものとする。

（特定地域型保育事業者の名称等の変更の届出）

第22条 法第47条第1項の規定による届出は、特定地域型保育事業者確認変更申請

書（変更届）によりするものとする。

2 法第47条第2項の規定による特定地域型保育事業の利用定員の減少の届出は、利用定員減少届によりするものとする。

（特定地域型保育事業者の確認の辞退）

第23条 法第48条の規定により特定地域型保育事業者の確認を辞退しようとする者は、特定地域型保育事業者確認辞退届（様式第15号）により市長に届け出なければならない。

（業務管理体制の整備に関する届出）

第24条 法第55条第2項の規定による届出は、特定教育・保育施設・特定地域型保育事業者業務管理体制届出書（様式第16号）によりするものとする。

2 法第55条第3項の規定による変更の届出は、特定教育・保育施設・特定地域型保育事業者業務管理体制変更届出書（様式第17号）によりするものとする。

（特定子ども・子育て支援施設等の確認の申請）

第25条 法第58条の2の規定による特定子ども・子育て支援施設等の確認の申請は、特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（様式第18号）によりするものとする。

（特定子ども・子育て支援施設等の名称等の変更の届出）

第26条 法第58条の5の規定による届出は、特定子ども・子育て支援施設等確認変更届（様式第19号）によりするものとする。

（特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退）

第27条 法第58条の6第1項の規定により特定子ども・子育て支援施設等の確認を辞退しようとする者は、特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届（様式第20号）により市長に届け出なければならない。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第29号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、

所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成28年3月28日規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成29年3月31日規則第7号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第10号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月30日規則第22号の2）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前のあわら市子ども・子育て支援法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表

1 法第19条第1項第1号の認定を受けた就学前子どもに係る利用者負担額基準額表

各月初日に在籍する教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額・円)
階層	定義	
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0
第2階層	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯を含む。)	0
第3階層	市町村民税所得割額77,100円以下	0
第4階層	市町村民税所得割額77,101円以上211,200円以下	0

第5階層	市町村民税所得割額211,201円以上	0
------	---------------------	---

備考 4月から8月までの利用者負担額にあつては前年度の市町村民税所得割額に応じて、9月から3月までの利用者負担額にあつては当年度の市町村民税所得割額に応じて決定するものとする。

2 法第19条第1項第2号又は第3号の認定を受けた就学前子どもに係る利用者負担額基準額表

各月初日に在籍する教育・保育給付認定 子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額・円）				
		3歳未満児		3歳以上児		
階層	定義	保育標準 時間	保育短時 間	保育標準 時間	保育短時 間	
第1階層	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	0	
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
第3階層	市町村民 税所得割 額48,600 円未満	ひとり親世帯等	6,000	6,000	0	0
	上記以外の世帯	13,000	13,000	0	0	
第4階層	市町村民 税所得割 額48,600 円以上 77,101円 未満	ひとり親世帯等	6,000	6,000	0	0
		上記以外の世帯	20,700	15,000	0	0
	市町村民税所得割額77,101円 以上97,000円未満	20,700	15,000	0	0	
第5階層	市町村民税所得割額97,000円 以上169,000円未満	31,000	22,500	0	0	
第6階層	市町村民税所得割額169,000	37,000	26,900	0	0	

	円以上301,000円未満				
第7階層	市町村民税所得割額301,000円以上397,000円未満	40,000	29,000	0	0
第8階層	市町村民税所得割額397,000円以上	52,000	37,800	0	0

備考

- 1 この表における子どもの年齢計算については、特定教育・保育（保育に限る。）が提供された日の属する年度の初日の前日を基準として行うものとし、その年齢は当該年度中に限り変更しないものとする。
- 2 4月から8月までの利用者負担額にあつては前年度の市町村民税所得割額に応じて、9月から3月までの利用者負担額にあつては当年度の市町村民税所得割額に応じて決定するものとする。
- 3 この表において「ひとり親世帯等」とは、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯
 - (2) 次に掲げる在宅障害児を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児
 - オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者
 - (3) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者（同条第1項に規定する被保護者を除く。）の世帯その他市長が保護者の申出に基づき特に生活

に困窮しているものと認める世帯